

時事新報定額
 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送
 送料廣告料ハ左ノ如シ
 ○一箇月前金五十圓 ○三箇月前金一圓五十圓 ○六箇月前金三圓
 ○一箇年前金六圓
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
 月二十六日ノ送送料ヲ申渡ス
 時事新報廣告料前金

五號活字ニテ	一行二付	一行二付	一行二付
一行廿四行	一日以上	七日以上	十六日以上
百一十行	九日	七日	六日
百一十行	八日	六日	五日
百一十行	七日	五日	四日
百一十行	六日	四日	三日
百一十行	五日	三日	二日
百一十行	四日	二日	一日
百一十行	三日	一日	一日
百一十行	二日	一日	一日
百一十行	一日	一日	一日

時事新報

政事を以て私に殉する勿れ 石川幹明草
 一國公共の事に奔走して心身を勞する者これを稱して
 政事家と云ふ是種の人物中には眞實、公の爲め一身
 の私を忘れ時としては産と破り身を危うして顧みざる
 ものもあり即ち政事の爲めに身を役する者として之に
 政事家の名稱を付し我輩の異議なき所あれども世間多
 數の政事家中には政事の爲め身を役する其代に却て
 政事を以て一身の爲めとする者なき非ず是輩は元來
 一國公共の事を假りて一身名利の私に殉する者として
 之を稱して偽政事家と云ふも可なり古今東西の事例を
 案するに政事家の爲め其國を利したるの例みればなき
 にあらずと雖も滔々たる浮世には不幸として政事家の
 假面を蒙る者も亦甚だ少からずして國の政事は常
 是等の人物に私せらるるの觀なきにあらざる蓋し人生名
 利を好むの念は情慾中の最も盛なるものにして之が爲
 めは身を忘るる者もある世の習ひあれば彼の政事家
 なる者が國事を以て名利の犠牲に供するも今の人情世
 界に免るべからざる弊害にはわれ國事は一人の私計に
 ならず人民は政事家の玩弄物ならず世の經世家たる者
 は能く茲に注意して其弊害を防ぎ天下の公德を獎勵す
 るも亦所要なる可し近頃世の一問題となりたる米國
 の國會にて支那人移住禁止條例を議決したる事の始末
 を聞くに米人の不法、驚くべき堪へたりと云ふべし何故
 に米國の國會兩院が兩國の國交上に関する大事件を斯
 くも輕忽に議決したるか云ふは本年大統領選挙の争
 に合衆共和の兩政黨が支那人を嫌惡する勞働社會の好
 意を買ひ其力を借りて勝を制せんとの下心に出でたる
 ものなりと云ふ事の詳細は頃日の時事新報に記載して
 隨着の知る所ならん即ち米國の國會議員は國交上の問
 題を政黨競争の用に供したるものにて政事家が名利の
 爲めに國事を殉したるの一例として見るべし佛國が千
 八百七十年獨逸の爲めに敗られ城下の盟をせしむるの
 數年今日に至るまで未だ其耻を雪ぐに暇あらざるは何
 故なりや種々の事情もあると云ふべし然れども我輩を以
 て之を見れば佛の政事家が互に相和せず一身自黨の區
 々たる名利を目的として内に争ふが爲めなりと云はざ
 るを得ず蓋し佛國一般の人心に於ては復讐の念、寸時
 も離れざるものと雖も如何せん政事家なる者は内
 部の争ひに似しく僅か數年の共同十數回の内閣更迭
 を繰り返して大變なれば外に對して其復讐の眼
 めをさす元來人民が政府を維持して負擔の重きを
 負ふが爲めなるに今の佛國人民の如きは却て政府

の爲めに其希望を妨げらるるものなり迷惑至極と云ふ
 べきのみ又彼のチャーレス・マク氏の斃事事件の如き
 も元來偽似醜味の事柄にして尋常の人事を以て云へば
 何れも齒牙に掛るに足らざる程の事なれども政事社會の
 熱情は己を揚げんが爲めは他を傷けて顧みず可憐一
 名士を偽似の罪名中へ埋没せしむる氣の毒なれ政事
 社會の弊害も此に至りて極れりと云ふべし但し其境界
 中に浮沈するものも身もては之も自業自得ならめど
 自ら觀念するももあらざればも詰る處その弊害の
 餘波を被りて迷惑する者は人民に於て不平なきを得ざ
 るなり我國も又之を市町村制の發布あり來る明治廿
 二年四月より實行する都合にて昨今各府縣にては正に
 その準備に忙しく從來の數個村を合して獨立の一村
 とす又は人口の數の資格不足する場處も市制を
 布んとして傍近の諸村を合併するなど其用意頗りなり
 と聞く抑も市町村の制度上に於て村が町となり町が市
 になりたればとて其人民に如何なる利害あるべきや我
 輩の知らざる所なり例へば今強て數個の町村を合併し
 市の仲間入したる處にて其舊時の町村は異なる所は何
 事なりや唯町村は之なき所の市參事會なる者が出來
 り、市長并に參事會員などいふ政事上の地位を占むる餘
 計の者を生じ實際の利害は舊より異ならずして却て其負
 擔の重きを見るもならん夫も元來市たるべき資格を
 備ふる土地なれば免も角もなれども幾かに傍近の諸村
 を合併して漸く市たるの資格を備へたる處にて實際の
 功能は唯政事上の地位を有數の人と與へ之が爲めに自
 ら負擔を重くするに過ぎずその合併せられたる町村の
 人々も迷惑の至りと云ふべけれ我輩は自治制度の施
 行を見て之を喜ぶものなれども其實行の實に至りては
 或は之を名として政事上の地位を作るの爲めにするが
 如き弊なからん事を希望するものなり

官報

○朕地方官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可ス
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第六十八號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第六十九號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十一號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十二號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十三號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十四號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十五號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十六號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十七號

○朕警視廳官制中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ
 御名 御璽
 明治廿一年 内閣總理大臣伯爵黒田清隆
 十月十三日 内務 大臣伯爵山縣有朋
 勅令第七十八號

農商務大臣秘書官に任じ奏任官一等に叙せられたり
 ○司法大臣又出願す 千葉縣下天羽郡津村外十八箇村
 の人民は治安裁判所出張所を同郡佐貫村に置くことと
 不同意を唱へて之を津村に置かんことを請願せんが爲
 め右總代二名より去る十日司法大臣に願書を呈出した
 りと云ふ

九州の二新聞 熊本の新報は去る九日より九州
 日々新聞と改題して紙面の體裁を改良し長崎の鏡西日
 報は去る八日同紙の創業以來十四年を経て第三千號を
 達せる祝として板垣、後藤、谷三氏の肖像及び長崎、京
 都、東京の名所を畫がきたる大附録を發し又紙面の體
 裁を改めたり

臨時區部常置委員會 東京府屬は去る十五日午前
 十時より臨時區部常置委員會を開きしが右は市區改正
 に関する件ありと

日本橋區秋季大懇親會 日本橋區の有志者が催はす
 秋季懇親會は來る二十一日淺草須賀町の井生村樓を開
 く筈とて會の餘興には西洋手品或は落語家の新作茶番
 などを加へんと目下幹事たる横井孝助、濱口吉右衛門、
 丁子次平の諸氏が専ら奔走周旋中なりと

第三回信濃全國大懇親會 是來る廿一日正午より信
 州上田町月窓寺に開會する由にて當日は午前信濃義
 勇會員の聲勢あり夜に入りては有志者の演說會を開く
 と云ふ

再興會議の紛糾 曩は千葉縣下には總州鐵道會社と
 武總鐵道會社の二者起りて其筋に敷設許可を出願せし
 め孰れも却下せられたりしが其後更に總州鐵道會社再
 興の議起りて去る十日其協議會を開きたるに會員中に
 て更に千葉鐵道會社と名稱を改めて出願せんとする議を
 起す者ありて總州鐵道會社再興論と議論二派に分れ忽
 ち議場に紛糾を起したる末、決を採るに及んで兩派
 同數なりければ會長の意見にて千葉鐵道會社と爲す事
 に決しより其後不都合の次第ありて右集會の遂に
 相談纏まらずして一先解散したりと云ふ

昆布販賣上の大同團結策 今度札幌の北海道内
 開く可き北海道各地昆布販賣業者の諮問會にては各昆布
 産地の大同團結を計りて昆布の販賣を一途に集め直輸
 出をなさんとする問題を協議する由なり

家畜の輸入 先年三田の慶應義塾に在學し目下米國
 桑港に在留して學業の傍ら頗る牧畜經濟法の取調を
 從事し居る千葉縣人吉野彦二郎氏より此程純粹最良
 のブライ種鶏及び交趾種雞數羽を同縣下千葉町なる親
 戚永井謙藏氏の許に送り越せりと云ふ右は何れも一羽
 一貫五百目以上乃至一貫八百目の重量にして從來外
 國より横濱へ輸入したる家畜中珍らしきものありと

確水馬車鐵道 是去月中創業の際にて諸事整頓せず
 馬車の數も僅かに七臺なれば已むを得ず日々抽籤を以
 て客を載せ荷物は一切運送せざりしが本月に入りてよ
 りは退々馬車を増して目下十餘臺となりたれ共尙は車
 數を増加する筈にて差向き馬百五十頭を輸入したりと
 云ふ

粗松脂拂下の出願 神田區板橋町山形丹三、日本橋
 區草尾町杉本宗吉の兩氏はこの程農商務省へ來る二十
 二年より向ふ二十箇年開國四、九州、中國筋の官林より毎
 年粗松脂二萬貫づの拂下を出願せしが其主意を聞く
 に粗松脂トレンタン、假漆等は我國頗る其原料を
 富み且つ製造も頗る容易なるに未だ精製品を製出する

能はざるを
 圓の品を輸
 精良品を製
 集するは頗
 ざらざる
 ○長崎紡績
 起に係る長
 夜にて凡八
 りしが持主
 械の据付等
 より取寄せ
 箇所を新調し
 二千斤内外
 及工場は一
 月頃迄には
 ありと云へ
 ○石川嶋の
 るに總計千
 住者に比し
 は全く食物
 ○無罪宣告
 秀頼に係る
 坂重罪裁判
 し二等減輕
 たる裁判を
 小笠原久吉
 原裁判を破
 の錯誤に係
 し減等の上
 の所爲は罪
 依り無罪の
 ○静岡通信
 五十三次、
 協力に依り
 從來の町は
 が中にも東
 し誰れ知ら
 草に依て遠
 町と其稱號
 人輩中よは
 上に尙ほ幾
 は五十三次
 の適齡者は
 も亦千二百
 稱呼の改正
 は爾來人民
 静岡警察署
 て差出すべ
 るものは同
 監獄紙の檢
 下置紙の檢

帽子冬物類着術廣告
 最新形帽子以冬物類着術廣告
 今般白耳義國ヨリ恰好ノ帽子板ヲ得ルニ付來十一月
 ヨリ非常直下ノ致候間留ニ倍御注文アラン事ヲ
 東京越前町區平河町四丁目十三番地

原板非常直下
 今般白耳義國ヨリ恰好ノ帽子板ヲ得ルニ付來十一月
 ヨリ非常直下ノ致候間留ニ倍御注文アラン事ヲ
 東京越前町區平河町四丁目十三番地

積
 立
 學科科目は
 字、信、樂、禮